仮処分命令申立書

令和●年●月●日

大阪地方裁判所第１民事部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

被保全権利 発信者情報開示請求権

申立の趣旨

　債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ

との裁判を求める。

申立の理由

1. 被保全権利
	1. 本件投稿

　インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●）。

* 1. 発信者情報開示請求権
		1. 特定電気通信

　本件サイトの記事は不特定の者により受信されるため、記事の公開行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）２条１号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法２条２号の「特定電気通信設備」である。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　債務者は本件サイトが蔵置されたサーバーコンピュータを管理しており（甲●）、法２条３号、５条１項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　債務者は、サーバー契約者の記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

３　小括

　したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利としてプロバイダ責任制限法５条１項の発信者情報開示請求権を有する。

第２　保全の必要性

１　IPアドレスの早期開示の必要性

　投稿者を特定するには、債務者が保有する情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

　ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは３～６か月程度のため（甲●）、債権者が債務者に対しIPアドレス開示請求の本案訴訟を提起しても、請求認容時には、接続プロバイダの通信記録は削除されている可能性が高い。

２　小括

　そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情報の仮の開示を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

１　甲号証写し 各１通

２　証拠説明書 １通

３　委任状 １通

４　資格証明書 ２通

（別紙）当事者目録

〒XXX－XXXX　Ｘ県Ｘ市Ｘ町Ｘ－Ｘ

 債権者 医療法人社団○○会

 上記代表者理事長 ○○　○○

〒XXX－XXXX　東京都Ｘ区Ｘ町Ｘ－Ｘ　○法律事務所（送達場所）

電話　03-XXXX-XXXX　FAX　03-XXXX-XXXX

 債権者代理人弁護士 ○○　○○

〒XXX－XXXX　大阪府大阪市Ｘ区Ｘ町Ｘ－Ｘ

 債務者 株式会社○○サーバー

 上記代表者代表取締役 ○○　○○

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載の投稿記事が蔵置されたサーバー領域の契約者に関する以下の各情報。

１　 氏名又は名称

２　 住所

３　 電話番号

４　 電子メールアドレス

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| サーバーのIPアドレス |  |
| 投稿番号 |  |
| 投稿者名 |  |
| 投稿日時 |  |
| 投稿内容 |  |

（別紙）権利侵害の説明

以上